

分野別計画 第6章

自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり

施策 6-1 人権尊重社会の実現

施策 6-2 地域コミュニティ活動の推進

施策 6-3 自主的・主体的な市民活動の推進

施策 6-4 市民の参画と協働による市政の推進

施策 6-5 計画的な行財政運営の推進

施策 6-6 広域連携の推進

リーディング事業【40～46】

施策

6-1 人権尊重社会の実現

現状と課題

21世紀は、人権の世紀と言われています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に則り、県においては、平成14年に人権に関する総合的な取組を推進するため「山口県人権推進指針」が制定され、さらには、平成24年にその取組をより一層推進するため指針の改定が行われました。

本市においても、国・県の方針を基本指針として、総合的な取組を推進する一方、「防府市犯罪被害者等支援条例」や「防府市男女共同参画推進条例」を制定するなど、分野別課題の解決に向けた取組も推進しているところです。

しかしながら、国際化、情報化などの社会情勢の変化により、インターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、さらなる人権教育及び人権啓発の推進が求められています。

近年、女性の社会進出が進み、その活躍が注目されている一方で、私たちの生活の中では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が十分に解消されていない状況があります。また、「配偶者等からの暴力(DV)」は、女性の人権を著しく侵害するものであり、女性の自立を困難にする要因となっています。

性別に関係なく互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

施策の基本方針

行政機関や関係団体等との連携を図り、一人ひとりの基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、市民ぐるみで人権課題に対する教育、啓発を推進します。

また、固定的な性別役割分担意識の解消や男女間の暴力を許さない環境づくりなど、男性も女性も一人ひとりがいきいきと活躍し、暮らせる男女共同参画社会づくりを推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「お互いの個性や人権を尊重し合っている」と思う市民の割合	34%	46%	60%
「家庭・地域・職場などあらゆる分野での男女共同参画が進んでいる」と思う市民の割合	27%	34%	50%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
審議会等の女性委員割合	24%	27%	35%

※防府市犯罪被害者等支援条例 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念並びに基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するための条例。

※配偶者等からの暴力(DV) 配偶者や恋人など親密な関係にある者、またはあつた者からの暴力のことで、身体的なものだけでなく、精神的なものも含まれる。

※防府市男女共同参画推進条例 男女共同参画の推進について、基本理念並びに施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための条例。

● 施策の展開

①豊かな人権感覚の育成

②男女共同参画社会づくりの推進

【施策の展開】

①豊かな人権感覚の育成

人権課題を理解し、豊かな人権感覚を育成するため、行政機関や関係団体等と連携し、啓発活動を進めるとともに、各種研修会や講習会への市民参加を促進します。

また、教養や文化、生活相談に関する事業等を行う福祉センターの運営の充実を図ります。

<主な取組>◆人権擁護の推進 ◆人権教育・人権啓発の推進

②男女共同参画社会づくりの推進

「防府市男女共同参画推進計画(防府ハーモニープラン21)」に基づき、市、市民、事業者、教育に携わる者が協働して人権尊重の視点に立ち、男女平等意識の啓発、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大、^{*}ワーク・ライフ・バランスの推進など男女共同参画社会づくりを推進します。

<主な取組>◆男女平等意識啓発活動の推進 ◆男女間における暴力に関する相談窓口の充実

◆あらゆる分野への女性の参画の拡大 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進

関連計画

・第4次防府市男女共同参画推進計画(H25年度～H29年度)〔社会福祉課〕

※ワーク・ライフ・バランス 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態であること。

6

自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり

施策

6-2 地域コミュニティ活動の推進

現状と課題

核家族や単独世帯が増加する中、本市においても地域の連帯感が希薄になるとともに、市民の地域に対する関心の低下が見られ、各地域の単位自治会への加入率が低下傾向にあります。また、地域のさまざまな団体が活発に活動を行っているものの、団体間の連携が十分には整っていない状況もあります。

このため、地域コミュニティに対する市民意識の高揚を図るとともに、地域が一体となって地域づくり、まちづくり活動を展開するために、地域の団体の主体性を確保しながら、ネットワーク化を進めることが必要となっています。

また、県が^{*}中山間地域として設定している地域については、人口の減少が著しい地域もあり、住み慣れた地域で、お互いが支え合いながら、安心して安全に暮らせる生活環境を築いていくことへの支援が求められています。

加えて、地域コミュニティ活動の活動拠点となる地区集会施設の新設や補修に対する支援の要望が増えており、利用しやすい活動拠点の整備が必要となっています。

施策の基本方針

地域住民や地域のさまざまな団体が主体的に活動できる環境を整えるなど地域コミュニティ活動の支援に努めます。

また、中山間地域については、地域が自主的・主体的に取り組む地域の将来計画・実行計画である「^{*}地域の夢プラン」づくりを支援します。

さらに、地区集会施設の整備に対する支援等により、地域コミュニティ活動の活動拠点の充実を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績 (平成22年)	実績 (平成26年)	目標 (平成32年)
「自治会など地域コミュニティの活動が活発に行われている」と思う市民の割合	36%	49%	60%

目標指標

目標指標	実績 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
新たな地域コミュニティ組織構築地域数 (延べ数)	—	0地域	15地域
地区集会施設 (単位自治会館等) 数 (延べ数)	149か所	153か所	160か所

※**中山間地域** 一般的には、平野の周辺部から山間にいたる、まとまった耕地の少ない地域。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

※**地域の夢プラン** 中山間地域の住民が描く手づくりの地域の将来計画。

● 施策の展開

① 地域コミュニティ活動の支援

② 活動拠点の充実

【施策の展開】

① 地域コミュニティ活動の支援

地域の主体性を尊重する支援策の導入とともに、地域の主体的な「新たな地域コミュニティ組織」の構築を進めます。

加えて、各地域への人材の還流・移住の促進に努めます。

また、人口減少の著しい中山間地域においては、地域の将来計画・実行計画である「地域の夢プラン」の策定に加え、計画の実現に向けた取組を支援します。

＜主な取組＞◆新たな地域コミュニティ組織の構築及び支援 ◆地域コミュニティへの支援 ◆UJIターンの促進
◆離島の特性を活かした地域コミュニティ活動の促進
◆中山間地域における「地域の夢プラン」づくりの支援及び地域おこし協力隊の導入

② 活動拠点の充実

地区集会施設を地域コミュニティ活動の活動拠点として活用するため、地区集会施設のさらなる整備に向けて支援を進めます。

また、さまざまな地域コミュニティの活動拠点となる公共施設の充実に努めます。

＜主な取組＞◆地区集会施設整備の支援 ◆地域コミュニティの活動拠点施設の充実



※UJIターン 都市などに住んでいる人が、出身地など別の地域に移り住むことの総称。出身地から地域外へ転出後、再び出身地に移り住むことを「Uターン」、出身地の近隣地域に移り住むことを「Jターン」、出身地に関らず住みたい地域を選択して移り住むことを「Iターン」という。

※地域おこし協力隊 都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る取組。

※公共施設 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。

6

自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり

施策

6-3 自主的・主体的な市民活動の推進

現状と課題

市民活動には各種ボランティア活動や福祉、社会教育など多くの分野に及ぶNPO活動などがあり、まちづくりにそれぞれが自主的・主体的に参加しています。社会経済状況の変化や市民の価値観の多様化が進む中で、福祉分野のほか環境、スポーツ、文化、観光、災害等の分野においての活動が期待されているところです。

ボランティア活動に関しては防府市社会福祉協議会をはじめさまざまな機関が、また、NPO活動に関しては市民活動支援センターが窓口として携わっており、各機関は互いに情報を共有し、連携を図りながら活動しています。

加えて、ボランティア活動においては、ボランティアを受けたい人で行いたい人のマッチングをするボランティアコーディネーターの役割が大変重要となっています。

今後の市民活動においては、活動内容等を広く情報発信し、活動の輪を広げていくことが大切です。中でも、公益的な市民活動を行う団体は、地域を支える公共の役割の一翼を担う存在として期待されています。その一方で、担い手の高齢化等から活動を休止、解散する団体もあり、継続して活動できる環境の整備が必要となっています。

施策の基本方針

市民がまちづくりに参加する機会の提供やボランティアリーダー等の育成など、ボランティア活動をはじめとする市民活動の支援を充実させるとともに、市民の自主性が尊重され、主体性を持った市民活動が展開できる体制の整備に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「ボランティア活動やNPO活動などに積極的に参加している」と思う市民の割合	16%	20%	40%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
市民活動支援センターの登録団体数(年間)	186団体	214団体	240団体
NPO法人認証数(延べ数)	20法人	28法人	30法人

※市民活動 営利を目的としない市民等の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定多数の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする活動。

※NPO Non Profit Organizationの略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

※市民活動支援センター 市民活動の促進支援及び活性化を図るため、人材養成・育成や情報収集・発信、活動の場の提供などを行う業務の拠点。

※ボランティアコーディネーター ボランティア活動を支援するため、ボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民をつないだり、または市民と組織をつなぎ、その活動がスムーズにいくよう調整を行う人のこと。

● 施策の展開

① ボランティア活動の促進

② 市民活動の促進

【施策の展開】

① ボランティア活動の促進

ボランティア活動を活発化するため、ボランティア活動に関する情報を発信するとともに、ボランティアへの参加者の増加やコーディネーターの育成を図ります。

また、ボランティア関係機関との連携をさらに進めます。

<主な取組>◆ボランティア活動体制の充実

② 市民活動の促進

地域の課題解決や市民と共につくるまちづくりのため、^{*}市民活動を支援する制度等の整備や市民の経験や知識が活かされる仕組みづくりを進めます。また、^{*}市民活動支援センターへの登録団体数の増加や若者が活躍できる環境の整備に努めるとともに、^{*}NPO活動状況の広報や関係機関との連携を進めます。

<主な取組>◆市民活動支援制度の整備 ◆市民活動支援センターの充実

6

自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり

施策

6-4 市民の参画と協働による市政の推進

現状と課題

市民の市政への参画を促進し、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくうえでは、市民に開かれた行政であることが何より大切です。そのためには、市政に関する情報を市民と共有するとともに、情報の適正な管理が求められます。

また、政策を決定する際には、審議会等への公募委員の登用や計画等の案を公表し意見を求めるパブリックコメント制度のほか、さまざまな方法を活用し、合意形成の段階から市民の参画を得ることが重要となります。

公共の範囲が拡大する中、行政が一元的に課題の解決を担う従来の方法では限界が生じつつあります。市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、それぞれの役割を明らかにし、課題に対して共に取り組む仕組みづくりが求められています。

施策の基本方針

広報・広聴機能を充実させ、市民に開かれた行政のもと、市民参画の機会の拡充や市民と行政とのパートナーシップによる協働の体制の整備を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「広報紙などで、行政からの情報が分かりやすく説明されている」と思う市民の割合	53%	68%	80%
「市政に市民の意見が十分に反映されている」と思う市民の割合	17%	22%	40%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
公募委員がいる審議会等割合	12%	24%	50%

※パブリックコメント制度 市の基本的な政策等を決定する過程において、その政策等の趣旨や内容、その他必要な事項を公表し、それに対する市民等からの意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。

● 施策の展開

① 市民参画の機会の拡充

② 広報・広聴機能の充実

③ 市民と行政の協働体制の整備

【施策の展開】

① 市民参画の機会の拡充

市長と市民が意見交換をする場を設けることや「市長への提言箱」を活用するなど、市民からの提言を市政に反映する制度の充実を図ります。

また、「^{*}防府市参画及び協働の推進に関する条例」に基づき、政策の形成、実施、評価の各過程への市民参画の機会の拡充に努めます。

<主な取組>◆提言制度の充実 ◆計画づくり等への市民参画の促進 ◆新たな市民委員会の設置

② 広報・広聴機能の充実

市政情報を提供するため、市広報、市ホームページ、^{*}市メールサービス、コミュニティFM、テレビ等の情報媒体を有効に活用します。また、陳情や要望等をデータベース化し、その内容を公表します。

情報の公開請求に対しては、迅速かつ適切に対処するとともに、個人情報の適正な管理に努めます。

<主な取組>◆広報機能の充実 ◆広聴機能の充実 ◆市政情報公開の推進

③ 市民と行政の協働体制の整備

市民と行政の協働のまちづくりが進むよう、「防府市参画及び協働の推進に関する条例」に基づき、課題解決に取り組むための制度を創設するなど、市民と行政の協働体制の整備を進めます。

また、^{*}地域経営の観点を取り入れ、市民、議会、大学、企業等との協働の仕組みづくりの整備に努めます。

<主な取組>◆協働事業提案制度の創設 ◆産学公連携の推進

※防府市参画及び協働の推進に関する条例 防府市における参画及び協働を推進するための基本的事項を定め、もって豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とした条例。

※市メールサービス 「防災」「防犯」「消防」「生活・健康」「イベント」の情報をメールで無料提供するサービス。

※地域経営 地域価値を高めるため、地域を構成する様々な主体が、その地域の資源を効率的に活用し、その地域にあった政策・施策を自らが考え、選択し、それぞれの分野で力を発揮して取り組み成果を得ること。

施策

6-5 計画的な行財政運営の推進

現状と課題

本市では、景気の緩やかな回復にともない、基幹的収入である市税の増加が見込まれています。しかしながら、社会保障費をはじめとした経常的経費の増加に加え、老朽化した公共施設の大規模修繕や建替えなどが控えており、財政状況は厳しさを増すものと見込まれます。また、市民のライフスタイルや価値観の多様化にともない、行政に対する市民ニーズも多様化・複雑化してきています。

このような中、限られた財源と人員で市民のニーズに迅速かつ適切に対応するためには、必要な行政サービスを的確に把握し、効率的・効果的に施策を展開していくことが重要です。時代の要請や社会環境の変化に柔軟に対応しながら、実効性の高い戦略と最適な手法を導き出せる自立した組織体制を構築し、地域貢献などの社会的責任を積極的に果たす、市民に信頼される組織の確立が求められます。

また、財源の適正な確保を図るとともに、経常的経費の節減や財源の重点的な配分などを通じて、健全な財政運営を継続していく必要があります。

なお、老朽化に加え、耐震性も低い市庁舎は、引き続き、適切な維持管理をするとともに、計画的かつ効果的な建替えを進めていく必要があります。

施策の基本方針

最少の経費で最大の効果を基本とし、「選択」と「集中」による簡素で効率的な行政経営の確立を図るとともに、自主財源の確保や財源の重点的な配分を通じて、計画的な財政の運営を推進します。

また、行政サービスを提供する拠点となる市庁舎の適切な維持管理に努めるとともに、新庁舎の整備を進めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
「市税が有効に使われている」と思う市民の割合	14%	24%	35%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
市民満足度(市民アンケート・45項目)の目標指標達成割合	—	11%	100%
市税の収納率(現年度分+滞納繰越分)	91%	95%	96%

※公共施設 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。

※行政経営 市の将来像や目標を実現するために、行政の役割、成果を挙げるための推進すべき施策、経営資源をどれだけ費やすかなどの方針を明らかにして、限られた予算や人員で最大の成果を生み出すこと。

● 施策の展開

①簡素で効率の良い行政経営

②財政の健全な運営

③公用施設の維持管理

【施策の展開】

①簡素で効率の良い行政経営

より市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、施策の選択と予算や人員の集中による簡素で効率の良い行政経営^{*}を推進します。

また、職員の意識改革を促し、組織の体質改善を進め、時代の変化に対応できる組織づくりを推進します。

行政サービスを提供する重要な場所である公共施設^{*}については、建物の安全性を確保するとともに、市民ニーズや地域特性に配慮し、最適化を図ります。

<主な取組>◆行政経営改革の推進 ◆人材の育成、確保 ◆行政評価の充実 ◆公共施設マネジメントの推進^{*}

②財政の健全な運営

行政課題や市民ニーズに的確に対応し、実施効果の高い施策を展開していくため、中長期的な視点に立った財政計画の策定や重点的、効率的な財源配分を行うとともに、分かりやすい財政情報の公表による透明性の高い財政運営を進めます。

住民負担の公平性や自主財源を確保するため、使用料等の適正化や遊休資産の処分、広告掲載事業、課税情報の的確な把握、納付環境の改善、整備を推進します。

<主な取組>◆財政計画の策定 ◆分かりやすい財政資料等の公表 ◆重点的、効率的な財源配分 ◆自主財源の確保

③公用施設の維持管理^{*}

安全・安心で利用しやすい庁舎とするため、地球環境に配慮した適切な維持管理を行うとともに、耐震強化を踏まえた庁舎建設計画を策定し、新庁舎の整備を進めます。

<主な取組>◆庁舎の適切な維持管理 ◆新庁舎の整備

関連計画

- ・防府市行政経営改革大綱(H25年12月～H32年度)〔行政経営改革課〕
- ・防府市行政経営改革大綱推進計画(H26年度～H32年度)〔行政経営改革課〕
- ・防府市公共施設マネジメント基本方針(期間なし)〔行政経営改革課〕

※公共施設マネジメント 公共施設について、人口動向、市民ニーズ、財政状況等を踏まえつつ、施設の老朽化や利用状況、管理運営・更新コストなどを把握した上で、自治体経営の視点から総合的かつ効率的に管理・運営していく仕組みのこと。

※公用施設 市が事務または事業を行うため直接使用することを本来の目的とし、市民の一般的な利用に供しない、庁舎等のこと。

6

自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり

施策

6-6 広域連携の推進

現状と課題

人口減少や少子高齢化が進む中、全国の地方都市では、いかに行政サービスを維持しつつ新しい市民ニーズに対応していくかということが大きな課題となっています。

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、市民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、事務の共同処理に加え、さまざまな政策課題に応じて、関係する自治体が政策を共有し、連携した取組を進めていくことが求められています。

国内姉妹都市の広島県安芸高田市とは、戦国の武将毛利氏を縁とした交流を機に、昭和46年(1971年)に姉妹都市としての調印を行い、以来、両市の友好を深めてきました。今後も、文化交流などを通じて、これまで以上に市民間の交流を促すことが必要です。

また、観光などの各種施策の情報交換や提携を進め、行政運営に活かすことが求められています。

施策の基本方針

地方自治体を取り巻く環境の変化に的確に対応した、多様な都市間連携を推進し、行政サービスの充実に努めるとともに、都市の存在感や求心力を高め、一体的な発展を図ります。

市民、団体、行政が連携して、文化交流などを進め、姉妹都市の安芸高田市との交流の推進を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「他の自治体との広域的な交流が行われている」と思う市民の割合	12%	19%	35%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
行政事務共同処理の状況	5事務	4事務	7事務

● 施策の展開

① 多様な広域連携の推進

② 姉妹都市との交流の推進

【施策の展開】

① 多様な広域連携の推進

関係する自治体の特性を活かした役割分担のもと、多様な都市間連携を進めます。
また、広域的な行政課題に効果的に対応できる広域連携施策の推進を図ります。

<主な取組> ◆都市間交流の推進 ◆広域連携施策の推進

② 姉妹都市との交流の推進

安芸高田市との親善を図るため、伝統文化等の文化財伝承団体間の交流事業をはじめ、両市の市民の視点に立った交流事業を推進し、市民間の交流を促進します。

また、観光などの各種施策の情報交換や提携を推進します。

<主な取組> ◆安芸高田市との交流の推進 ◆各種施策の情報交換や提携の推進

大綱6

自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり リーディング事業【40～46】

施策6-1 人権尊重社会の実現

リーディング事業40 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組					
【ポイント】 男女間における暴力は、男女共同参画社会の実現のための大きな阻害要因であることから、暴力の根絶に向け、啓発活動や相談支援体制の充実・強化などの取組を進めます。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 防府市DV防止基本計画の策定	アンケート調査・委員会設置・策定				
② 啓発活動の推進	啓発、情報発信の充実				
	※ デートDV防止の啓発活動の推進				
③ 相談・支援体制の充実・強化	相談員の資質向上				
	関係機関との連携強化				

施策6-2 地域コミュニティ活動の推進

リーディング事業41 中山間地域の特性を活かした地域コミュニティ活動の促進					
【ポイント】 人口減少が著しい中山間地域において、地域住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的目標を定める活動や、地域づくりの協力者の育成・確保、定住に向けた支援など地域の活動を促進します。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 小野地域における地域づくり支援	「夢プラン」策定・実施の支援				
② 富海地域における地域づくり支援	※ 地域おこし協力隊配置・活動支援				
	地域おこし協力隊定住支援				
③ 野島の特性を活かした活動の支援	島外からの交流活動の促進				

施策6-3 自主的・主体的な市民活動の推進

リーディング事業42 市民活動団体の組織力の向上					
【ポイント】 地域の課題解決に向けさまざまな人材と連携できるよう、コーディネーターの育成や登録紹介制度の構築など、市民活動団体の組織力の向上に取り組みます。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① ボランティアリーダー・ボランティアコーディネーターの育成	市広報・HPによる啓発、研修機会の拡大				
② 市民活動に参加意欲を持つ人と市民活動団体が必要とする人材とのマッチング	若者をはじめとしたさまざまな世代に向けた情報発信、登録紹介制度の構築				

※デートDV 配偶者等からの暴力(DV)の中でも、若年層の恋人間で起こる身体的・精神的な暴力のこと。

※中山間地域 一般的には、平野の周辺部から山間にいたる、まとまった耕地の少ない地域。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

※地域おこし協力隊 都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る取組。

※ボランティアコーディネーター ボランティア活動を支援するため、ボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民をつないだり、または市民と組織をつなぎ、その活動がスムーズにいくよう調整を行う人のこと。

※市民活動 営利を目的としない市民等の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定多数の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする活動。

施策6-4 市民の参画と協働による市政の推進

リーディング事業43 協働を推進する仕組みの拡充					
【ポイント】 市民と行政が地域の課題を共有し、解決していく協働事業提案制度を創設するとともに、制度の市民への周知を図るなど、協働を推進する仕組みの拡充を進めます。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 市民と行政の協働の仕組みづくりとしての協働事業提案制度の実施	制度の構築	協働事業提案制度の実施・評価・検証 市民説明会の実施			

施策6-5 (1) 計画的な行財政運営の推進

リーディング事業44 公共施設マネジメントの推進					
【ポイント】 ※ 公共施設の老朽化や利用状況、管理運営・更新コストなどを把握したうえで、総合的かつ効率的に管理・運営していく公共施設マネジメントを推進します。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 公共施設再編実施計画の策定	施設所管課が示す個別施設ごとの方向性を踏まえて実施計画を策定				
② 公共施設保全計画・実施計画の策定 (個別施設ごとの保全計画の策定)	保全の基本的な考え方を策定	施設所管課が策定する個別の保全計画をもとに全体実施計画を策定			
③ 公共施設保全マニュアルの策定	マニュアルの検討・策定	定期点検の実施、施設の維持管理向上			
④ 公共施設情報の一元化	施設情報の収集、整理	固定資産台帳との連携、施設情報の一元管理及び活用			

施策6-5 (2) 計画的な行財政運営の推進

リーディング事業45 新庁舎の整備推進					
【ポイント】 現庁舎の老朽化や耐震性の不足等の課題解消のため、防災面、利用者の利便性、まちづくりなどに配慮した新庁舎の整備を推進します。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 庁舎建設基本構想・基本計画策定 (H27～H28)	基本構想・基本計画				
② 庁舎建設基本設計・実施設計・工事着工 (整備手法等により、スケジュール変更の場合あり)		基本設計・実施設計・工事着工			

※公共施設 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。

※公共施設マネジメント 公共施設について、人口動向、市民ニーズ、財政状況等を踏まえつつ、施設の老朽化や利用状況、管理運営・更新コストなどを把握した上で、自治体経営の視点から総合的かつ効率的に管理・運営していく仕組みのこと。

大綱6

自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり
リーディング事業【40～46】

施策6-6 広域連携の推進

リーディング事業46 多様な都市間連携の推進					
<p>【ポイント】</p> <p>将来にわたって一定の人口を有する活力ある圏域が形成されるよう、近隣市との連携強化を図るとともに、施策に応じた広域的な連携を推進します。</p>					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 都市特性を活かした高次都市機能の分担・連携	近隣都市(山口市・周南市・宇部市等)との都市圏づくりの推進				
② 広域的な都市連携の推進	観光・防災等の施策に応じたさまざまな連携				

